

証券コード 3038  
平成30年1月12日

株 主 各 位

兵庫県加古郡稲美町中一色883番地  
株 式 会 社 神 戸 物 産  
代 表 取 締 役 社 長 沼 田 博 和

### 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年1月29日(月曜日)午後6時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年1月30日(火曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区波止場町5番6号  
神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4階 瑞天  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第32期(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第32期(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)  
計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 取締役の報酬額改定の件  
第7号議案 役員向け株式交付信託導入の件

以 上

以下の事項につきましては、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年11月1日から  
平成29年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀の金融政策や経済政策により持ち直しの動きが見られたものの、アメリカ大統領選挙以後の不安定な為替変動のほか、イギリスのEU離脱問題、韓国や中国をはじめとした諸外国の経済情勢や政治動向の影響により、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。また当社グループが身を置く流通業につきましては、梅雨明けの遅れや度重なる台風などの天候不順により消費の落ち込みが見られ、先を見通す事が非常に困難な状況でございました。個人消費につきましても、引き続き生活関連商品における節約志向や選別消費の傾向が見られます。

このような状況の中、当社グループは食の製販一体体制の確立というグループ目標のもと、積極的な商品開発を行い、神戸物産グループ全体の競争力を強化してまいりました。また、お客様のニーズを素早く捉えた施策を実施し、高品質で魅力のある商品をベストプライスでご提供してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,515億3百万円(前期比5.1%増)、営業利益は146億6百万円(同23.4%増)、経常利益は157億78百万円(同80.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は83億46百万円(同83.0%増)となりました。

事業部門別の事業の概況は次のとおりであります。

#### a. 業務スーパー事業

業務スーパー事業における店舗につきましては、45店舗の出店、12店舗の退店の結果、純増33店舗で総店舗数は780店舗となりました。

新規出店の内訳といたしましては、直轄エリア32店舗、地方エリア13店舗であります。出店に関しましては当連結会計年度より九州地方を直轄エリアとし、積極的な出店を計画すると同時に、営業年数が長くなり老朽化してきた店舗の移転等をフランチャイズオーナーに勧めております。

また、既存店舗の活性化、顧客ニーズに対応したプライベートブランド商品の開発、及び自社輸入商品の増強等、多角的な販売施策を講じた他、店舗従業員の教育にも注力し、リピーター及び新規顧客の獲得に努めてまいりました。

この結果、業務スーパー事業における当連結会計年度の売上高は2,170億400百万円(前期比6.6%増)となりました。

#### b. 神戸クック事業

神戸クック事業につきましては、日本最大級の大型バイキングチェーンである「神戸クック・ワールドビュッフェ」の総店舗数は全国で16店舗、日常の食卓の代行をコンセプトとし中食と食品物販の融合店である「Green's K」の総店舗数は全国で9店舗、「ビュッフェ」と「セルフクック」を融合させた「Green's K 鉄板ビュッフェ」の総店舗数は全国で2店舗となりました。

神戸クック事業は、顧客ニーズにスピーディーに対応した商品開発やサービス強化に努めてまいりましたが、不採算店舗の閉店を進めたために退店数が出店数を上回り、総店舗数が減少いたしました。

この結果、神戸クック事業における当連結会計年度の売上高は12億47百万円(同1.7%減)となりました。

#### c. クックイノベーション事業

クックイノベーション事業につきましては、消費者の居酒屋離れが指摘される中でも、安全、安心でお客様にご満足いただける商品提供への取り組み強化に併せ、ブランド力が高い業態はその知名度を活かしつつ、店舗改装やメニューのブラッシュアップなどの業態改善とそのFC加盟開発の強化、新業態の開発に努めてまいりました。

この結果、クックイノベーション事業における当連結会計年度の売上高は324億27百万円(同3.2%減)となりました。

#### d. エコ再生エネルギー事業

エコ再生エネルギー事業につきましては、太陽光発電事業において、大阪府の1か所、徳島県の1か所、茨城県の1か所の発電所が稼働したことから、平成29年10月末現在、北海道で4か所、兵庫県で4か所、福岡県で1か所、滋賀県で1か所、大阪府で1か所、徳島県で1か所、茨城県で1か所の計13か所で約15.9MWを発電しております。

しかし、平成28年10月に一部の発電所を売却したことにより、通期での発電量は減少いたしました。

この結果、エコ再生エネルギー事業における当連結会計年度の売上高は5億29百万円(同27.7%減)となりました。

事業部門別	売上高	構成比
業務スーパー事業	217,040百万円	86.3%
神戸クック事業	1,247百万円	0.5%
クックイノベーション事業	32,427百万円	12.9%
エコ再生エネルギー事業	529百万円	0.2%
その他	257百万円	0.1%
合計	251,503百万円	100.0%

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は64億78百万円であり、投資の主なもの、子会社工場関連設備に22億70百万円、エコ再生エネルギー事業関連設備に25億58百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、主に、子会社工場関連設備及びエコ再生エネルギー事業関連設備のための充当資金として、長期借入金62億円の資金調達を金融機関より実施しました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社肉の太公と株式会社川口工業は、平成29年6月30日を効力発生日として、株式会社肉の太公を存続会社とする吸収合併を行いました。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (平成26年10月期)	第 30 期 (平成27年10月期)	第 31 期 (平成28年10月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (平成29年10月期)
売 上 高(百万円)	214,028	228,590	239,266	251,503
経 常 利 益(百万円)	6,147	8,477	8,729	15,778
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,328	4,174	4,560	8,346
1株当たり当期純利益(円)	82.80	154.64	174.46	318.54
総 資 産(百万円)	108,157	134,042	133,199	144,484
純 資 産(百万円)	22,661	20,357	22,630	30,066
1株当たり純資産額(円)	669.92	563.57	633.50	909.14

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成27年2月1日付及び平成27年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第29期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (平成26年10月期)	第 30 期 (平成27年10月期)	第 31 期 (平成28年10月期)	第 32 期 (当事業年度) (平成29年10月期)
売 上 高(百万円)	185,683	200,593	212,781	226,327
経 常 利 益(百万円)	5,157	6,624	6,142	11,653
当 期 純 利 益(百万円)	3,172	4,073	4,197	6,556
1株当たり当期純利益(円)	112.83	150.87	160.60	250.22
総 資 産(百万円)	96,687	117,616	116,427	125,681
純 資 産(百万円)	19,121	14,368	17,737	24,072
1株当たり純資産額(円)	677.61	541.63	659.16	893.73

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成27年2月1日付及び平成27年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第29期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
神戸物産(香港)有限公司	250百万円	100.0%	経営指導
神戸物産(安丘)食品有限公司	337百万円	100.0%	食品の製造販売
大連福来休食品有限公司 【注1】	441百万円	(100.0%)	食品の製造販売
有限会社神戸物産フーズ	3百万円	100.0%	酒の輸入卸
株式会社オースターエッグ	3百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社ターメルトフーズ	28百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社ベストリンケージ	10百万円	100.0%	食品の卸売
株式会社神戸物産エコグリーン北海道 【注2】	3百万円	49.6% [42.1%]	畑作・酪農経営
株式会社ソイキューブ	10百万円	100.0%	食品の製造販売
秦食品株式会社	6百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社マゼン	9百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社の太公	9百万円	100.0%	食品の製造販売
宮城製粉株式会社	9百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社パン工房	6百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社エコグリーン埼玉	6百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社神戸機械製作所 【注8】	9百万円	100.0%	食品機械器具の製造販売輸出入

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 グリーンポーター	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
珈 琲 ま め 工 房 社 株 式 会 社	9百万円	100.0%	嗜好飲料品の製造販売
ほ く と 食 品 社 株 式 会 社	9百万円	100.0%	水産加工品の製造販売 業
豊 田 乳 業 社 株 式 会 社	9百万円	100.0%	牛乳・乳製品・乳酸飲料等の製造販売
株 式 会 社 富士麺	9百万円	100.0%	麺類等の製造販売
関 原 酒 造 社 株 式 会 社	99百万円	100.0%	酒類の製造販売
菊 式 会 川 社 株 式 会 社	9百万円	100.0%	酒類の製造販売
株 式 会 社 朝びき若鶏	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
株 式 会 社 エコグリーン白糠 【注9】	6百万円	100.0%	エネルギー発電事業
株 式 会 社 クックイノベーション 【注3】	5百万円	45.5% 【26.6%】	事 業 管 理 会 社
株 式 会 社 ジー・コミュニケーション 【注4】	10百万円	(100.0%)	グループホールディング カンパニー・ コンサルティング事業
株 式 会 社 ジー・テイスト 【注5】	100百万円	14.6% (40.5%)	外食事業・教育事業 食 品 加 工 事 業
株 式 会 社 クック・オペレーション 【注6】	50百万円	(100.0%)	飲食店舗運営事業
株 式 会 社 ジー・フード 【注5】	50百万円	(100.0%)	外 食 事 業 フランチャイズ運営事業
ギ ン ガ シ ス テ ム 社 株 式 会 社 【注5】	10百万円	(100.0%)	電 気 通 信 事 業
株 式 会 社 ノーウェア 【注5】	10百万円	(100.0%)	高 齢 者 介 護 事 業
株 式 会 社 ジー・アカデミー 【注6】	10百万円	(100.0%)	教 育 事 業
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	3,747百万円	100.0%	農 業 経 営
KOBE BUSSAN USA, INC. 【注1】	443百万円	(100.0%)	海 外 外 食 事 業



会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
J. J. DINING, INC. 【注7】	—	(100.0%)	海 外 外 食 事 業
K B G L O B A L P A R T N E R S , I N C .	1,605百万円	100.0%	海 外 卸 売 事 業
Kobebussan Myanmar Co.,Ltd. 【注2】	5百万円	99.8% [0.2%]	シ ス テ ム 開 発 事 業

- (注) 1. 当社の議決権比率における ( ) 内は間接所有割合で神戸物産(香港)有限公司が所有する議決権割合であります。
2. 当社の議決権比率における議決権の所有割合の[外書]は緊密な者等の所有割合であります。
3. 当社の議決権比率における【内書】内は、優先株式の所有割合であります。
4. 当社の議決権比率における ( ) 内は間接所有割合で株式会社クックイノベーションチャーが所有する議決権割合であります。
5. 当社の議決権比率における ( ) 内は間接所有割合で株式会社ジー・コミュニケーションが所有する議決権割合であります。
6. 当社の議決権比率における ( ) 内は間接所有割合で株式会社ジー・テイストが所有する議決権割合であります。
7. 当社の議決権比率における ( ) 内は間接所有割合でKOBÉ BUSSAN USA, INC. が所有する議決権割合であります。
8. 株式会社神戸機械製作所は平成28年9月29日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
9. 株式会社エコグリーン白糠は平成29年6月30日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
10. 株式会社川口工業は平成29年6月30日付で株式会社肉の太公を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

## (10) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、これから世界が直面する「食糧難」や日本が抱える「少子高齢化問題」など、見通しの不透明な状況にあります。食品業界におきましては、消費者の低価格志向は引き続き強く、為替の急激な変動や都市部のオーバーストアによる競争の激化など、企業の経営環境は今後も厳しい状況が続くと予測されます。

当社グループは、一丸となって以下の課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

### ①商品開発及び商品管理体制の強化

当社は、食にかかわる総合食品会社として、お客様に「プロの品質とプロの価格」で「安全・安心」な商品を安定して供給するべく取り組んでおります。これまでも、品質保証部による衛生管理体制の充実や、品質管理強化のため取扱商品の自主検査の徹底を図るなどの施策を講じてまいりました。引き続き、独自の厳しい品質保持システムをより一層強化するとともに、トレーサビリティの構築に全力を挙げてまいります。

また、商品開発部、海外商品部では商品開発体制の強化を図っております。「食の製販一体体制の更なる拡大」に向け、独自の発想を持って常に新しいことにチャレンジし、プライベートブランド商品の競争力を高めております。一人でも多くのお客様の健康と笑顔の源となるべく、新たな商品の開発に注力してまいります。

## ②経営管理体制の強化

当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、経営の健全性・透明性・効率性の向上を目指す内部統制等の体制を強化いたします。それにより、更に強固な経営基盤を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、安定的な事業の発展を目指してまいります。また、社内研修制度をグループ全体に拡充し、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

## ③財務基盤の充実

中期経営計画の達成に向け、安定的な利益とキャッシュ・フローを創出いたします。また、自己資本比率の上昇など財務基盤を充実させ、安定した財務体制を構築してまいります。

### (11) 主要な事業内容(平成29年10月31日現在)

事業区分	事業内容
業務スーパー事業	「業務スーパー」事業を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びナショナルブランド商品・プライベートブランド商品の供給
神戸クック事業	カフェ&ビュッフェ形式の「神戸クック・ワールドビュッフェ」、デリと物販の融合したデリスタイルマーケット「Green's K」及びビュッフェとセルフクックが融合した「Green's K 鉄板ビュッフェ」等を展開するフランチャイズチェーン本部
クックイノベーション事業	「平禄寿司」等の寿司事業や「とりあえず吾平」や「村さ来」等の居酒屋事業、「肉匠坂井」等の焼肉事業をはじめとした外食事業
エコ再生エネルギー事業	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されたことに伴い、生産した再生可能エネルギーの電力会社への電力の売電事業

### (12) 主要な営業所及び工場(平成29年10月31日現在)

#### ①当社

名称	所在地
本社	兵庫県加古郡稲美町
六分一事務所	兵庫県加古郡稲美町
横浜営業所	横浜市神奈川区
業務スーパー稲美店	兵庫県加古郡稲美町
業務スーパー伊川谷店	神戸市西区
関西物流センター	神戸市灘区

②重要な子会社等

名 称	区分	所 在 地
神 戸 物 産 ( 香 港 ) 有 限 公 司	本社	中国香港行政区
神 戸 物 産 ( 安 丘 ) 食 品 有 限 公 司	本社	中国山東省
大 連 福 来 休 食 品 有 限 公 司	本社	中国遼寧省
有 限 會 社 神 戸 物 産 フ ー	本社	横浜市神奈川区
株 式 會 社 オ ー ス タ ー ユ ッ	本社	兵庫県姫路市
株 式 會 社 タ ー メ ル ト フ ー	本社	山口県防府市
株 式 會 社 ベ ス ト リ ン ケ ー	本社	兵庫県加古郡稲美町
株 式 會 社 神 戸 物 産 エ コ グ リ ー ン 北 海 道	本社	北海道勇払郡むかわ町
株 式 會 社 ソ イ キ ユ ー	本社	兵庫県姫路市
泰 食 品 株 式 會 社	本社	滋賀県蒲生郡竜王町
株 式 會 社 マ ス 会 社	本社	栃木県宇都宮市
株 式 會 社 肉 の 太 公	本社	東京都江戸川区
宮 城 製 粉 株 式 會 社	本社	宮城県角田市
株 式 會 社 麦 バ ン 工 房	本社	岐阜県岐阜市
株 式 會 社 エ コ グ リ ー ン 埼 玉	本社	埼玉県比企郡吉見町
株 式 會 社 神 戸 機 械 製 作 所 【注1】	本社	大阪市淀川区
株 式 會 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ	本社	岡山県苫田郡鏡野町
珈 琲 ま め 工 房 株 式 會 社	本社	兵庫県姫路市
ほ く と 食 品 株 式 會 社	本社	宮城県石巻市
豊 田 乳 業 株 式 會 社	本社	愛知県豊田市
株 式 會 社 富 士 麵 社	本社	兵庫県姫路市

名 称	区分	所 在 地
関原酒造株式会社	本社	新潟県長岡市
菊川株式会社	本社	岐阜県各務原市
朝比若鶏株式会社	本社	群馬県高崎市
株式会社 エコーグリーン白糠 【注2】	本社	北海道白糠郡白糠町
株式会社 クックイノベーション	本社	兵庫県加古郡稲美町
株式会社 ジー・コミュニケーション	本社	名古屋市北区
株式会社 ジー・テスト	本社	名古屋市北区
株式会社 クック・オペレーション	本社	名古屋市北区
株式会社 ジー・フード	本社	名古屋市北区
ギンガシステム株式会社	本社	東京都中央区
株式会社 ノーウエア	本社	名古屋市北区
株式会社 ジー・アカデミー	本社	名古屋市北区
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	本社	エジプト ケナ州
KOBE BUSSAN USA, INC.	本社	アメリカ ニューヨーク州
J. J. DINING, INC.	本社	アメリカ ニューヨーク州
K B G L O B A L P A R T N E R S , I N C .	本社	アメリカ ニューヨーク州
Kobebussan Myanmar C o . , L t d .	本社	ミャンマー ヤンゴン地方域

- (注)1. 株式会社神戸機械製作所は平成28年9月29日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
2. 株式会社エコーグリーン白糠は平成29年6月30日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(13) 使用人の状況 (平成29年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,041名	15名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335 (76) 名	27 (-) 名増	38.6歳	6.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (平成29年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,522百万円
株式会社関西アーバン銀行	5,916百万円
株式会社三井住友銀行	5,450百万円
株式会社西日本シティ銀行	5,000百万円
株式会社山陰合同銀行	4,100百万円
その他	43,384百万円

(注) 借入金残高は当社の短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(平成29年10月31日現在)

①発行可能株式総数	64,000,000株
②発行済株式の総数	34,200,000株
③株主数	15,999名
④大株主(上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人業務スーパー ジャパンドリーム財団	8,800千株	33.34%
沼田 昭二	2,630千株	9.96%
沼田 峰子	1,020千株	3.86%
小河 真寿美	1,020千株	3.86%
沼田 博和	1,020千株	3.86%
合同会社M&Uアセットマネジメント	620千株	2.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	337千株	1.28%
合同会社LRスプラウト	280千株	1.06%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	240千株	0.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	240千株	0.91%

(注)1. 当社は自己株式を7,801千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権
発行決議日	平成27年2月24日
新株予約権の数	3,344個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,337,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり841,200円 (1株当たり2,103円)
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 平成35年10月31日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の相続はこれを認めない。 ③その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

		第2回新株予約権	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 12,000株 3名

(注)平成27年11月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。  
そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況(平成29年10月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	沼 田 博 和	珈琲まめ工房株式会社 代表取締役社長 神戸物産(香港)有限公司 董事
代表取締役副社長	田 中 康 弘	経営管理システム部門 部門長 貿易部門 部門長 経営企画部門 部門長 Kobebussan Myanmar Co.,Ltd. Director
取 締 役	中 島 力	業務スーパー関西FC事業部門 部門長 関西店舗開発部門 部門長
取 締 役	浅 見 一 夫	工場管理部門 部門長 国内農業資源部門 部門長 株式会社ベストリンケージ 代表取締役社長 ほくと食品株式会社 代表取締役社長 株式会社富士麺業 代表取締役社長
取 締 役	西 田 聡	海外事業運営部門 部門長 輸入小売部門 部門長
取 締 役	小 林 匠	公認会計士 小林匠公認会計士事務所 代表
取 締 役 【注1、4】	家 木 健 至	公認会計士 家木公認会計士事務所 所長
常 勤 監 査 役 【注2、3、4】	田 治 米 剛 一 郎	
監 査 役 【注2、3】	柴 田 眞 里	弁護士 フローラ法律事務所 代表
監 査 役 【注2、3】	田 畑 房 男	公認会計士 田畑公認会計士事務所 所長

- (注)1. 取締役 家木 健至氏は社外取締役であります。
2. 監査役 田治米 剛一郎氏、柴田 眞里氏及び田畑 房男氏は社外監査役であります。
3. 監査役 田治米 剛一郎氏は経営全般において相当程度の知見を有しております。監査役 柴田 眞里氏は弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。監査役 田畑 房男氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 家木 健至氏及び監査役 田治米 剛一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
中 島 力	取締役 業務スーパーFC事業部門 部門長 店舗開発部門 部門長	取締役 業務スーパー関西FC事業部門 部門長 関西店舗開発部門 部門長	平成28年11月1日
田 中 康 弘	代表取締役副社長 経営管理システム部門 部門長 貿易部門 部門長	代表取締役副社長 経営管理システム部門 部門長 貿易部門 部門長 経営企画部門 部門長	平成29年2月3日
浅 見 一 夫	取締役 工場管理部門 部門長 農業資源部門 部門長	取締役 工場管理部門 部門長 国内農業資源部門 部門長	平成29年6月22日

### ②事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
矢 合 康 浩	平成29年8月31日	辞 任	取締役 海外事業管理部門 部門長

### ③取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	71百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8百万円 (8百万円)
合 計	11名	80百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当事業年度末の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年8月31日に辞任した取締役1名を含んでいるためであります。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成28年1月27日開催の第30期定時株主総会において年額300百万円以内(うち、社外取締役100百万円)と決議いただいております。また別枠で、平成27年1月28日開催の第29期定時株主総会において取締役に對しストック・オプションを付与する決議をいただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年1月30日開催の第18期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

#### ④社外役員に関する事項

- ア. 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係  
 社外取締役 家木 健至氏は家木公認会計士事務所の所長であります。  
 なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。  
 社外監査役 柴田 眞里氏はフローラ法律事務所の代表であります。  
 なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。  
 社外監査役 田畑 房男氏は田畑公認会計士事務所の所長であります。  
 なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。
- イ. 当社または特定関係事業者との関係  
 該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	家木 健至	当事業年度開催の取締役会15回の内、14回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監査役	田治米 剛一郎	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席いたしました。経営全般における見地から、妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	柴田 眞里	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	田畑 房男	当事業年度開催の取締役会15回の内、14回に出席、また監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

- エ. 責任限定契約の内容の概要  
 当社と取締役 家木 健至氏、監査役 田治米 剛一郎氏、柴田 眞里氏及び田畑 房男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。
- オ. 記載内容についての社外役員の意見  
 該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 60百万円
- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 60百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、取締役における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険(リスク)をトータルかつ適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、取締役会で審議を行い執行決定を行うものとする。

- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程においてそれぞれの執行手続きの詳細について定めるものとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社から取締役を子会社に派遣するとともに、企業集団としての企業行動指針を定め、グループにおける法令遵守及び社会倫理の遵守の浸透を図る。
- ②当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は取締役又は取締役会に対し監査役補助者を要請する。その際監査役は取締役からの独立性の確保に努めなければならない。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要であり、監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
9. 監査役への報告に関する体制
- 監査役は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重大な社内通達等を速やかに報告することを取締役に対し求めなければならない。
10. 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう「社内通報規定」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、法令等で定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

**(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般について

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスについて

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、毎月の経営会議において、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行いました。

③内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。

**(7) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

**(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、設備投資、今後成長が見込める事業分野への投資等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり45円の普通配当、1株当たり5円の特別配当を実施し、1株につき合計50円を第32期定時株主総会に提案させていただきました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>100,342</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>37,925</b>
現金及び預金	76,241	買掛金	16,866
受取手形及び売掛金	12,553	短期借入金	11,095
商品及び製品	6,478	1年内償還予定の社債	858
仕掛品	413	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	1,485	未払法人税等	3,827
繰延税金資産	958	賞与引当金	203
その他	2,242	資産除去債務	55
貸倒引当金	△31	店舗閉鎖損失引当金	41
<b>固 定 資 産</b>	<b>44,141</b>	その他	4,973
<b>有形固定資産</b>	<b>34,867</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>76,491</b>
建物及び構築物	11,115	社債	3,055
機械装置及び運搬具	6,817	長期借入金	65,595
土地	12,549	リース債務	4
リース資産	22	繰延税金負債	148
建設仮勘定	3,658	退職給付に係る負債	397
その他	704	預り保証金	5,620
<b>無形固定資産</b>	<b>705</b>	資産除去債務	1,192
その他	705	その他	477
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,567</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>114,417</b>
投資有価証券	1,789	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	710	株 主 資 本	25,406
繰延税金資産	1,256	資 本 金	64
敷金及び保証金	4,066	資 本 剰 余 金	7,771
その他	1,663	利 益 剰 余 金	27,752
貸倒引当金	△918	自 己 株 式	△10,180
<b>資 産 合 計</b>	<b>144,484</b>	その他の包括利益累計額	△1,407
		その他有価証券評価差額金	53
		為替換算調整勘定	△1,461
		新株予約権	508
		非支配株主持分	5,557
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>30,066</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>144,484</b>

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年11月1日から  
平成29年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	251,503
売上原価	211,055
売上総利益	40,448
営業外費用	25,842
営業利益	14,606
受取配当金	134
為替差益	35
デリバティブ評価益	643
貸貨収入	615
補助金収入	69
燃料販売収入	120
その他	57
営業外費用	459
支払利息	2,135
貸貨収入	592
支払手数料	49
燃料販売原価	1
貸倒引当金繰入	50
その他	162
経常利益	106
特別利益	962
固定資産売却益	15,778
新株予約権戻入益	550
権利譲渡益	9
投資有価証券売却益	173
特別損失	9
固定資産除却損	742
固定資産売却却損	66
店舗閉鎖損	42
減損	88
店舗閉鎖損失引当金繰入	2,428
火災損	41
税金等調整前当期純利益	766
法人税、住民税及び事業税	3,434
法人税等調整額	5,502
当期純利益	△818
非支配株主に帰属する当期純利益	4,684
親会社株主に帰属する当期純利益	8,402
	56
	8,346

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部		
流動資産	79,355	流動負債	31,755
現金及び預金	56,461	買掛金	16,989
売掛金	11,957	短期借入金	10,228
商品及び製品	6,064	リース債務	0
仕掛品	2	未払金	936
原材料及び貯蔵品	732	未払費用	100
前渡金	788	未払法人税等	3,207
前払費用	117	預り金	37
繰延税金資産	338	前受収益	136
関係会社短期貸付金	2,059	賞与引当金	22
その他	833	店舗閉鎖損失引当金	79
貸倒引当金	△0	その他	13
固定資産	46,326	固定負債	4
有形固定資産	12,664	長期借入金	69,853
建物	2,048	リース債務	64,144
構築物	544	リース債務	0
機械及び装置	2,971	資産除去債務	150
車両運搬具	9	退職給付引当金	215
工具、器具及び備品	253	預り保証金	5,028
土地	3,924	その他	314
リース資産	1	負債合計	101,609
建設仮勘定	2,910	純資産の部	
無形固定資産	556	株主資本	23,534
ソフトウェア	397	資本金	64
その他	158	資本剰余金	7,771
投資その他の資産	33,105	その他資本剰余金	7,771
投資有価証券	1,269	利益剰余金	25,880
関係会社株式	3,885	利益準備金	16
関係会社社債	1,986	その他利益剰余金	25,864
出資	0	特別償却準備金	82
関係会社出資金	2,510	別途積立金	7
長期貸付金	33	繰越利益剰余金	25,773
関係会社長期貸付金	21,915	自己株式	△10,180
長期前払費用	57	評価・換算差額等	58
繰延税金資産	2,009	その他有価証券評価差額金	58
投資不動産	71	新株予約権	479
その他	2,371	純資産合計	24,072
貸倒引当金	△3,007	負債・純資産合計	125,681
資産合計	125,681		

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成28年11月1日から  
平成29年10月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		226,327
売上原価		208,649
売上総利益		17,677
販売費及び一般管理費		6,597
営業利益		11,080
営業外収益		
受取利息	369	
受取配当金	92	
為替差益	447	
デリバティブ評価益	602	
賃貸収入	85	
燃料販売収入	57	
その他の	158	1,812
営業外費用		
支払利息	512	
賃貸収入原価	48	
支払手数料	1	
燃料販売原価	50	
貸倒引当金繰入額	581	
その他の	44	1,239
経常利益		11,653
特別利益		
固定資産売却益	283	
新株予約権戻入益	8	
権利譲渡益	173	
投資有価証券売却益	9	475
特別損失		
固定資産除却損	13	
固定資産売却損	30	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	13	
減損損失	1,993	2,050
税引前当期純利益		10,078
法人税、住民税及び事業税	4,504	
法人税等調整額	△982	3,521
当期純利益		6,556

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月19日

株式会社神戸物産

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸物産の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸物産及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月19日

株式会社神戸物産

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸物産の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月21日

株式会社神戸物産 監査役会

社外監査役(常勤)	田治米	剛一郎	㊟
社外監査役	柴田	眞里	㊟
社外監査役	田畑	房男	㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第32期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当(第32期期末配当)に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円(普通配当45円、特別配当5円)

総額1,319,913,150円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年1月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものがあります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第26条 (条文省略) <新設>    <新設>	第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第26条 (現行どおり)  ②当社は、 <u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、 <u>当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役田中 康弘、中島 力及び家木 健至の3名は、任期満了となります。また、経営基盤を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名及び社外取締役1名を含む取締役2名を増員いたしたいと存じます。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数 (株)
1	た なか やす ひろ 田 中 康 弘 (昭和44年1月21日生)	昭和62年4月 協栄興産株式会社入社 平成元年5月 株式会社マツダレンタリース入社 平成6年1月 株式会社カイト入社 平成13年8月 株式会社キリン堂入社 平成13年10月 当社入社 平成19年1月 経営管理システム部門 部門長(現任) 平成20年1月 取締役就任 平成20年12月 副社長就任 平成24年2月 代表取締役副社長就任(現任) 平成28年8月 貿易部門 部門長(現任) 平成29年2月 経営企画部門 部門長(現任) (重要な兼職の状況) Kobebussan Myanmar Co.,Ltd. Director	4,400
2	なか じま つとむ 中 島 力 (昭和32年11月9日生)	昭和55年4月 株式会社ダイエー入社 平成12年11月 株式会社クリスタル入社 平成14年6月 株式会社ツジトミ入社 平成17年7月 当社入社 平成17年9月 商品開発管理部門 部門長 平成18年1月 取締役就任(現任) 平成19年1月 業務スーパーFC事業部門 部門長 平成22年4月 直営小売部門 部門長 平成25年4月 店舗開発部門 部門長 平成26年4月 輸入小売部門 部門長 平成28年11月 業務スーパー関西FC事業部門 部門長 関西店舗開発部門 部門長	12,000
3	いえ き たけ し 家 木 健 至 (昭和48年5月10日生)	平成8年4月 第百生命保険相互会社入社 平成14年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ)入社 平成22年8月 家木公認会計士事務所 所長(現任) 平成28年1月 当社取締役就任(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数 (株)
4	わた なべ あき ひと 渡 邊 秋 仁 (昭和52年11月13日生)	平成12年4月 アイリスオーヤマ株式会社入社 平成15年6月 当社入社 平成21年2月 株式会社マスゼン 取締役(現任) 平成21年5月 株式会社肉の太公 取締役(現任) 平成23年3月 株式会社エコグリーン埼玉 監査役(現任) 平成24年5月 宮城製粉株式会社 取締役(現任) 平成27年1月 株式会社朝びき若鶏 取締役(現任) 平成27年4月 当社横浜営業所 所長(現任) 平成28年1月 有限会社神戸物産フーズ 代表取締役(現任) 平成28年11月 業務スーパー関東F C事業部門 部門長 関東店舗開発部門 部門長 平成29年11月 西日本営業本部 業務スーパーF C事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任) 東日本営業本部 業務スーパーF C事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任)	200
5	の むら さち こ 野 村 祥 子 (昭和48年12月31日生)	平成12年4月 弁護士登録 堂島法律事務所入所(現任) 平成27年6月 株式会社島精機製作所 社外監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 役職名は就任当時の役職名を記載しております。  
3. 家木健至氏及び野村祥子氏は社外取締役候補者であります。  
4. 家木健至氏を社外取締役候補者とした理由は、会計監査に従事したことから企業の監査業務に高い専門性を持ち、多様な視点や価値観を経営に反映させられる資質を有しておられるからであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
5. 社外取締役候補者の家木健至氏は現在も当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
6. 当社は、家木健至氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。家木健至氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、野村祥子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
7. 野村祥子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業の監督業務に高い専門性を持ち、多様な視点や価値観を経営に反映させられる資質を有しておられるからであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
8. 当社は、家木健至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、野村祥子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員(3名)は、任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
1	たじめこういちろう 田 治 米 剛 一 郎 (昭和20年4月7日生)	昭和43年4月 神戸冷蔵株式会社入社 昭和61年9月 西本貿易株式会社入社 平成17年5月 当社常勤監査役就任(現任)	4,000
2	しばたまり 柴 田 眞 里 (昭和44年4月8日生)	平成9年4月 弁護士登録 滝本雅彦法律事務所勤務 平成12年10月 フローラ法律事務所 代表(現任) 平成16年10月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) フローラ法律事務所代表	6,000
3	たばたふさお 田 畑 房 男 (昭和33年11月26日生)	昭和56年4月 三菱信託銀行株式会社 (現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 昭和58年8月 等松青木監査法人 (現有限責任監査法人 トーマツ)入所 平成21年9月 田畑公認会計士事務所 所長(現任) 平成23年1月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 田畑公認会計士事務所所長	—

(注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。

3. 田治米剛一郎氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

田治米剛一郎氏は、経営全般において専門的な知識・経験等を有しており、当社の監査体制に高度なアドバイスがいただけるものと考えており、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 柴田眞里氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

柴田眞里氏は、弁護士として企業法務に精通し、コンプライアンスに関する相当程度の知識を有しております。高度な専門知識を活かし当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適正に遂行できるものと判断しております。

5. 田畑房男氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

田畑房男氏は、公認会計士として企業会計に長年にわたり携わっており、当社の監査体制に高度な専門知識を活かしたアドバイスをいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適正に遂行できるものと判断しております。

6. 田治米剛一郎氏、柴田眞里氏及び田畑房男氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの在任期間は本総会終結の時をもって田治米剛一郎氏は12年、柴田眞里氏は13年、田畑房男氏は7年となります。

7. 当社は、田治米剛一郎氏、柴田眞里氏及び田畑房男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。田治米剛一郎氏、柴田眞里氏及び田畑房男氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。
8. 当社は、田治米剛一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
まさ だ こう いち 正 田 晃 一 (昭和51年4月23日生)	平成8年5月 八嶋日出税理士事務所入社 平成21年4月 株式会社日本エアテック入社 平成21年11月 当社入社 平成28年4月 株式会社淡路観光開発公社入社 平成28年9月 当社入社 平成29年12月 執行役員財務部 部長(現任)	—

(注)候補者と当社との間には特別の利害関係はありません

### 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成28年1月27日開催の第30期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち、社外取締役10百万円以内)と決議いただき今日に至っております。第3号議案「取締役5名選任の件」に記載のとおり、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名の増員を提案させていただきます。

つきましては、社外取締役を取り巻く環境の変化に対応できるよう、取締役の報酬総額(年額300百万円以内)は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを増額し、年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役1名)ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役2名)となります。

## 第7号議案 役員向け株式交付信託導入の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「ストック・オプション」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)を対象に、新たに株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第6号議案「取締役の報酬額改定の件」にてご承認をお願いしている取締役の報酬額(年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会開催日の翌日から2023年1月の定時株主総会終了の日までの5年間(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。



## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	当社取締役 (社外取締役を除く。)
② 当初信託期間	約5年間
③ ②の当初信託期間において、 当社株式の取得資金として当社が拠出する 金銭の上限	合計金400百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場(立会外取引を含む。)を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の 上限	1年あたり10,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則としてその退任時

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金400百万円(1年あたり金80百万円に相当します。)を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を充たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場(立会外取引を含みます。)を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時(以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。)において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、信託期間の延長年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び(3)③の当社株式の交付を継続します。

また、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じてポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1年あたり10,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### (参考)

本制度の骨子につきましては、2017年12月15日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

